

医療法人社団 聖愛会
牛田クリニック居宅介護支援事業所運営規程

(目的)

第1条 医療法人社団聖愛会が開設する牛田クリニック居宅介護支援事業所(以下「事業所」という)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という)は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。また、市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第3条 当事業所の名称、所在地は、次のとおりである。

- 一 名称 医療法人社団聖愛会 牛田クリニック居宅介護支援事業所
- 二 所在地 〒732-0066 広島市東区牛田本町3丁目6番4号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 当事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(常勤) 介護支援専門員と兼務

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 二 介護支援専門員 4人(常勤4名)介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。
- 二 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- 四 休日 土・日、8月14日・15日（お盆）、12月30日～1月3日（年末年始）

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- 一 利用者の相談を受ける場所 事業所の家族相談室
- 二 サービス担当者会議の開催場所 事業所の会議室
- 三 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1回/月

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- 一 居宅サービス計画の作成
- 二 指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整
- 三 その他の便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、通常事業の実施地域を越えた地点からその実費を徴収する。但し、自動車を使用した場合は、路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の実業の実施地域)

第9条 事業所の通常の実業の実施地域は、広島市東区、中区の区域とする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の設置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のための必要な設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、
また、業務体制を整備する。

- 一 牛田地域介護支援専門員連絡会議の研修
- 二 広島県社会福祉協議会が開催する研修
- 三 その他の研修

2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。

3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、医療法人社団聖愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年11月11日から施行する。